

## 鎌倉市安全安心まちづくり推進プラン改定案（内容説明）

鎌倉市安全安心まちづくり推進プランについて、次の内容で改定を検討しています。

この改定案は、今後の改定に向けた手続きの中で文言等を修正することがあります。

### 1 プラン策定に当たって「計画の趣旨」（改定案P3）

#### 修正前

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指し、基本理念、取組方針、具体的な事業などを定め、市民、警察、行政が連携、協力しながら、総合的かつ計画的な取組を推進するため、本プランを策定するものです。

#### 修正案

本市は、「第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画」を平成18年（2006年）6月に策定し、安全で快適な生活がおくれるまちとして「防犯活動の充実・強化」を掲げ、市民、行政、警察等が連携しながら地域の防犯対策に取り組んできました。その後、「鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例」を平成23年4月1日に施行し、計画の策定や安全安心まちづくり推進協議会（※1）の設置等に関する規定を条例に位置付けるとともに、より一層の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指してきました。

本市の刑法犯認知件数（※2）は、平成15年（2003年）をピークに減少傾向にあり、日頃の防犯活動の成果が表れています。しかしながら、未だに年間約400件近く認知件数があることから、家庭、職場、学校、地域社会等の理解と協力のもと、普段から犯罪防止について心がけるよう、市民とともに地域に根ざした防犯活動を、引き続き展開していく必要があります。また、犯罪のない地域社会を形成するためには、意識啓発とあわせて防犯に配慮した環境整備を一体的に進めていくことが重要です。

総合計画基本構想の基本理念では、市民自治の確立として、まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざすことが掲げられています。また、地域のことは自らの力で解決しようとする市民の活動がこれまでも活発に行われており、防犯への取組が始まってきたことから、市民とともに地域のことを解決する「市民自治」をより一層推進することが求められています。

こうした状況を踏まえ、本計画は、基本理念、基本方針、具体的な事業などを定め、市民、行政、警察等が役割を分担しながら相互協力のもと、総合的かつ計画的な取組を推進するため策定するものです。策定に当たっては、本市が持続可能なまちづくりを目指すSDGs未来都市であることから、定める具体的な事業については、SDGs・共創・共生の視点に配慮することとします。

※1 「鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会」

「犯罪のない地域社会を形成するための防犯体制を確立すること」を目的に、自治町内会や関係団体等の代表者で構成された協議会です。

安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、防犯に関する情報共有や防犯活動の推進についての協議等を行います。

※2 「刑法犯認知件数」

警察において刑法に規定する罪に問われる事件のうち、被害の届出を受けた件数（道路上の交通事故に係わる罪を除く）。

【内容説明】

- ・「第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画」や「鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例」など、本市のこれまでの状況を追加しました。
- ・条例において「鎌倉市安全安心まちづくり協議会の設置」を規定していることを追加しました。
- ・本市の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、日頃の防犯活動の成果が出ていることを追加しました。
- ・犯罪のない地域社会を形成するためには、意識啓発とあわせて防犯に配慮した環境整備を一体的に進める必要があることを追加しました。
- ・総合計画基本構想の基本理念や、「市民自治」をより一層推進することが求められていることを追加しました。

## 2 プラン策定に当たって「計画の範囲」（改定案P3）

### 修正前

犯罪の予防を目的とし、また、市民自らが取り組める市民生活に身近な犯罪（空き巣、忍び込み、自転車盗、ひったくり、車上狙いなど）への対策とともに、子どもの安全確保対策を中心とした計画です。

### 修正案

市民生活に身近な犯罪（空き巣、忍び込み、自転車盗、ひったくり、車上狙い、特殊詐欺等）の「予防」に関する取組とします。また、条例の趣旨を踏まえ、子どもや高齢者等の安全確保を中心とします。

### 【内容説明】

- ・ 範囲が犯罪の「予防」であることを明確化しました。
- ・ 子どもだけでなく、高齢者等（女性や障害者を含む）の安全対策も中心にすることを追加しました。

### 3 プラン策定に当たって「計画の位置づけ」（改定案P4）

#### 修正前

《計画の位置づけ》

第3次鎌倉市総合計画

第4期基本計画【安全で快適な生活を送れるまち】

鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン

#### 修正案

《計画の位置づけ》

第3次鎌倉市総合計画

第4期基本計画

第5章【安全で快適な生活を送れるまち】

(1) 防災・安全

地域防犯力の充実・強化

主な取組

- ① 地域防犯力の向上
- ② 防犯に適したまちづくりの推進
- ③ 自主防犯活動の体制整備

鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン

#### 【内容説明】

- ・ 第4期基本計画の概要を追加しました。

#### 4 プラン策定に当たって「計画期間」（改定案P 4）

##### **修正前**

令和2年度から4年度までの3年間とします。

「鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン（以下「本プラン」という。）」は、第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画の計画期間に合わせ、平成27年度までの計画としていました。

この間、平成23年4月1日に施行した「鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例」※に本プランを規定しました。

その後、第3期基本計画が前倒しされ、前期実施計画が平成26年度から平成28年度までとされたため、本プランの計画期間を1年延長し、平成28年度までとしてきたものです。

平成29年度には、第3期基本計画後期実施計画期間である平成29年度から令和元年度までのプランを見直しましたが、今回は令和2年(2020年)4月から施行される第4期基本計画を踏まえて、新たに計画の見直しを行いました。

##### **修正案**

令和5年度から7年度までの3年間

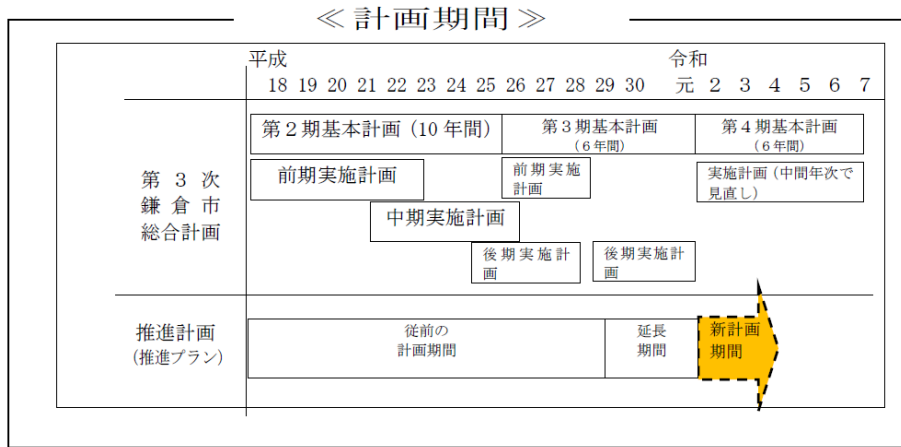
平成20年度に策定した「鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン（以下「本プラン」という。）」は、計画期間を平成28年度までとしていました。その後、平成29年度に第3期基本計画後期実施計画期間（平成29年度から令和元年度まで）、令和元年度に第4期基本計画前期実施計画期間（令和2年度から令和4年度まで）の計画内容を見直し、さらに令和4年度に3回目の見直しを行いました。

#### 【内容説明】

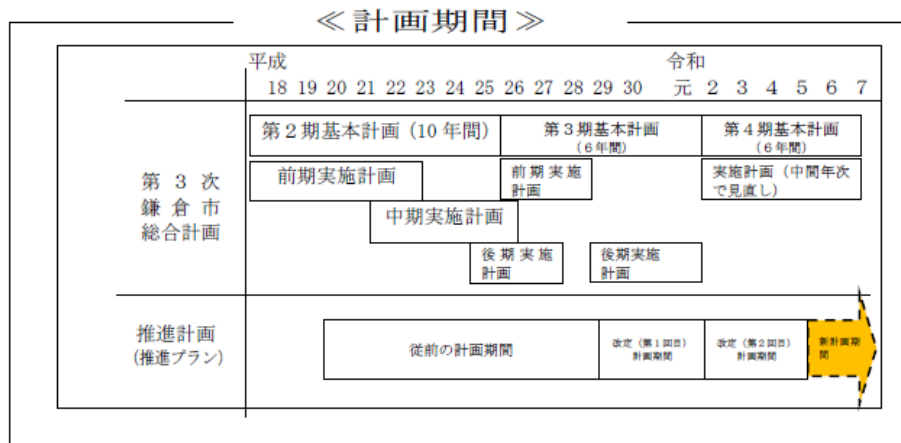
- ・ 期間を令和5年度から7年度までの3年間に修正しました。
- ・ 平成20年度に策定した計画を平成28年度まで延長したことを簡潔に記載するとともに、今回の改定が3回目の改定であることを追加しました。

5 プラン策定に当たって「計画期間（図）」（改定案P4）

修正前



修正案



【内容説明】

- ・ 計画期間の内容説明に合わせ、推進計画（図）を一部修正しました。

## 6 プラン策定に当たって「第4期基本計画の考え方」（現行推進プランP5）

### 修正前

#### 市民自治

- 1 市民自治の確立に向けた意識の形成と支え合える仕組みづくり（共生社会の実現に向けた取組の推進）

市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする「市民のための地方自治」を推進するため、市民意識の形成と支え合いを実現するための仕組みづくりに取り組み、すべての人が自らの望む形で参画できる共生社会を目指します。行政計画等の策定に際しては、共生の視点を反映させるとともに、その評価を行うことで、共生社会の実現に取り組みます。

- 2 地域コミュニティの活性化

地域コミュニティの活性化に向けて、地域コミュニティの将来の姿を市民とともに検討し、地域の自主的な活動を支援します。また、市民団体の活動や、団体間、市民相互の交流機会の場づくりを行うとともに、多世代間交流等を積極的に進め、多世代がふれあえて、誰もが活動に参加しやすい環境の整備に努めます。更に活動を担う人材の育成や情報提供などにより、コミュニティ活動を支援します。

- 3 共創によるまちづくりへ

施策の展開や事業実施に当たっては、市民・NPO・企業等など、多様なステークホルダーとの対話を重ねることにより、新しい価値を共に創り出すことで、適切な市民サービスの提供や、個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指します。

- 4 市民参画のための広報・広聴

見やすくわかりやすい広報紙やホームページづくりを行うなど、さまざまな媒体を活用し、行政情報を積極的に提供するとともに、誰にでも必要な情報が伝わるよう、広報活動の充実に努めます。広聴についても、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを含めた多様なコミュニケーションツールを用い、さまざまな場を通して、幅広い世代の意見をきめ細かく聴き取るとともに、意見・要望等の公表による市民の意向の可視化を積極的に進めます。また、市民との合意形成を重んじ、さまざまな手法の特性を生かした効果的な広報・広聴活動に努め、政策形成の過程や評価などを可視化することで、積極的な市民参画を図ります。

### 修正案

#### 削除

#### 【内容説明】

- ・記載内容を変更し、その一部を「1 プラン策定に当たって（計画の趣旨）」（改定案P3）にまとめました。

## 7 犯罪発生の背景（現行推進プラン P 6）

修正前

### ◆ 専門家等からの指摘

#### 1 地域コミュニティ機能の低下

- 【要因】
- ★ 個人を重視した住環境
  - ★ お互いに関知しない都市化の風潮
  - ★ 地域の子どもの大人たちが注意、叱り、見守るという機能が失われてきている

地域社会の一体感・連帯意識が希薄となり、従来有していた地域社会における犯罪抑止機能が低下してきている。

#### 2 社会への無関心と規範意識の低下

- 【要因】
- ★ 自己中心的な風潮
  - ★ 社会生活におけるルール無視

ライフスタイルや考え方の変化に伴い自己中心的な風潮や社会における基本的なルールを守らないなど規範意識が低下してきている。

#### 3 犯罪を誘発しやすい生活環境

- 【要因】
- ★ 快適空間を提供する植栽なども、時として死角となり犯行を容易にさせる
  - ★ 住宅や各施設で、防犯の視点を取り入れた設計、設備等が不十分
  - ★ 情報社会の進展に安全対策が十分に対応できていない
  - ★ 社会経済情勢の悪化

社会生活における快適さや利便性が向上してきた反面、犯罪を誘発しやすい生活環境が増加してきている。

修正案

#### 3 防犯主要施策の決定について

##### ◆ 防犯の観点からみた現状・分析・課題

###### 1 現状

- (1) 刑法犯認知件数（表1参照）  
本市の刑法犯認知件数は、令和3年に394件発生しておりますが、平成25年と比較すると約3分の1程度に減少しています。
- (2) 不審者情報件数（表2参照）  
本市に寄せられた不審者情報件数は、令和元年度に49件ありましたが、令和2年度に20件まで減少しました。しかし、令和3年度は大船地域を中心に不審者情報が増加に転じ、年間40件となっています。
- (3) 特殊詐欺被害状況（表3参照）  
本市の特殊詐欺被害状況は、発生件数、被害額、ともに平成30年まで増加傾向にありましたが、その後減少傾向に転じています。
- (4) 防犯グッズ貸出数（表4参照）  
防犯活動を行う際の防犯グッズ貸出数は2,276件となっています。さらに、わんぱく防犯の1,079件を加えると、合計3,355件です。

###### 2 分析

- (1) 刑法犯認知件数  
市民等による日頃の防犯活動の成果として刑法犯認知件数は減少傾向にあります。しかし、近年、高齢者を狙った特殊詐欺やガスの法定点検を装った住宅への強盗事件等、犯罪の手口が巧妙化・多様化していることから、引き続き防犯活動を行っていく必要があります。
- (2) 不審者情報件数  
発生件数が急増していることから、犯罪の発生に繋がらないよう、引き続き注意喚起等を行っていく必要があります。
- (3) 特殊詐欺被害状況  
発生件数等は減少傾向にあるものの、その被害は一向に後を絶たないため、引き続き注意喚起等を行っていく必要があります。
- (4) 防犯グッズ貸出数  
犯罪予防のためには、より多くの市民等による自主的な防犯活動が欠かせないことから、今後も積極的に市民等に呼びかけ、防犯活動を推進していく必要があります。

###### 3 課題

上記の現状や分析を踏まえると、市民等の日頃の防犯活動により、特殊詐欺を含む刑法犯認知件数は近年減少しています。しかしながらその一方で、不審者情報件数は急増しているため、引き続き、防犯意識の高揚や自主防犯活動の推進を図り、犯罪件数の増加に繋がらないよう努めていく必要があります。

###### 【課題】

- ・防犯意識の高揚（地域における防犯意識の醸成）
- ・自主防犯活動の推進（市民等の防犯活動支援）

### 【内容説明】

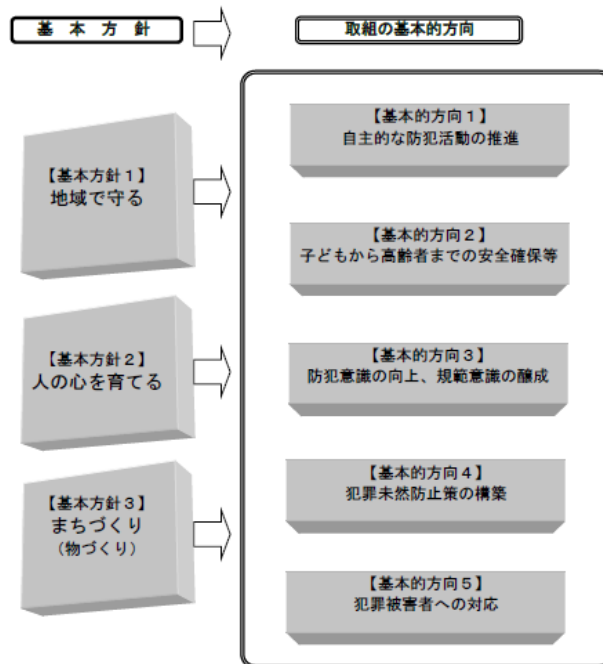
- ・「3 防犯主要施策の決定について（防犯の観点からみた現状・分析・課題）」（改定案 P 6）に内容を変更しました。



## 8 取組の基本的方向（現行推進プランP9）

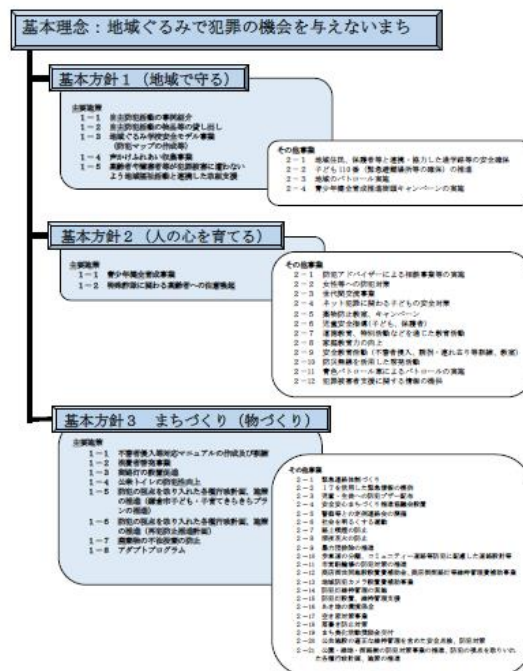
修正前

- ◆ 取組の基本的方向  
基本方針に基づき、「市民・警察・行政等の連携、協力」による取組の基本的方向について5項目を定め、この基本的方向に基づく、具体的な施策を推進していくこととします。



修正案

- ◆ 防犯主要施策の決定  
課題解決のため、次のとおり防犯主要施策を決定し、重点的に取り組みます。



### 【内容説明】

- ・ 5つの基本的方向を削除し、基本方針に直接事業を分類するような形式（改定案P9）に内容を変更しました。

## 9 防犯主要施策の決定について「防犯の観点からみた現状・分析・課題」（改定案P6）

### 修正案

#### 1 現状

##### (1) 刑法犯認知件数（表1参照）

本市の刑法犯認知件数は、令和3年に394件発生しておりますが、平成25年と比較すると約3分の1程度に減少しています。

##### (2) 不審者情報件数（表2参照）

本市に寄せられた不審者情報件数は、令和元年度に49件ありましたが、令和2年度に20件まで減少しました。しかし、令和3年度は大船地域を中心に不審者情報が増加に転じ、年間40件となっています。

##### (3) 特殊詐欺被害状況（表3参照）

本市の特殊詐欺被害状況は、発生件数、被害額、ともに平成30年まで増加傾向にありましたが、その後減少傾向に転じています。

##### (4) 防犯グッズ貸出数（表4参照）

防犯活動を行う際の腕章貸出数は2,276件となっています。さらに、わんパト腕章の1,079件を加えると、合計3,355件です。

#### 2 分析

##### (1) 刑法犯認知件数

市民等による日頃の防犯活動の成果として刑法犯認知件数は減少傾向にあります。しかし、近年、高齢者を狙った特殊詐欺やガスの法定点検を装った住宅への強盗事件等、犯罪の手口が巧妙化・多様化していることから、引き続き防犯活動を行っていく必要があります。

##### (2) 不審者情報件数

発生件数が急増していることから、犯罪の発生に繋がらないよう、引き続き注意喚起等を行っていく必要があります。

##### (3) 特殊詐欺被害状況

発生件数等は減少傾向にあるものの、その被害は一向に後を絶たないため、引き続き注意喚起等を行っていく必要があります。

##### (4) 防犯グッズ貸出数

犯罪予防のためには、より多くの市民等による自主的な防犯活動が欠かせないことから、今後も積極的に市民等に呼びかけ、防犯活動を推進していく必要があります。

#### 3 課題

上記の現状や分析を踏まえると、市民等の日頃の防犯活動により、特殊詐欺を含む刑法犯認知件数は近年減少しています。しかしながらその一方で、不審者情報件数は急増しているため、引き続き、防犯意識の高揚や自主防犯活動の推進を図り、犯罪件数の増加に繋がらないよう努めていく必要があります。

**【課題】**

- ・防犯意識の高揚（地域における防犯意識の醸成）
- ・自主防犯活動の推進（市民等の防犯活動支援）

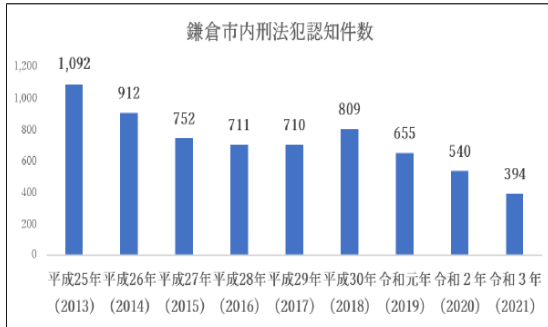
**【内容説明】**

- ・防犯の観点からみた現状、分析、課題を説明するため、新たなページを作成しました。

10 防犯主要施策の決定について「グラフ」（改定案P 7・8）

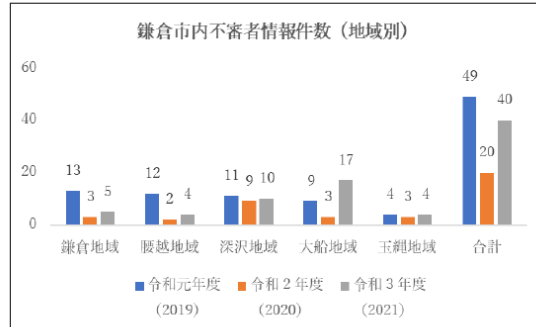
修正案

(表1)



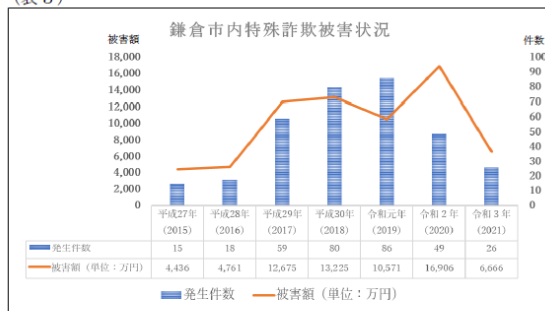
資料：神奈川県警察ホームページの確定値を基に作成

(表2)



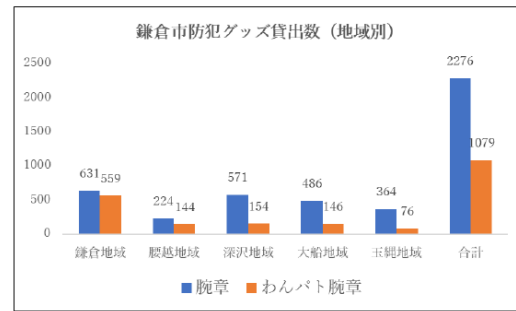
資料：鎌倉市の集計値を基に作成

(表3)



資料：所轄警察署からの提供値(暫定値)を基に作成

(表4)



資料：鎌倉市の集計値(令和4年3月末時点)を基に作成

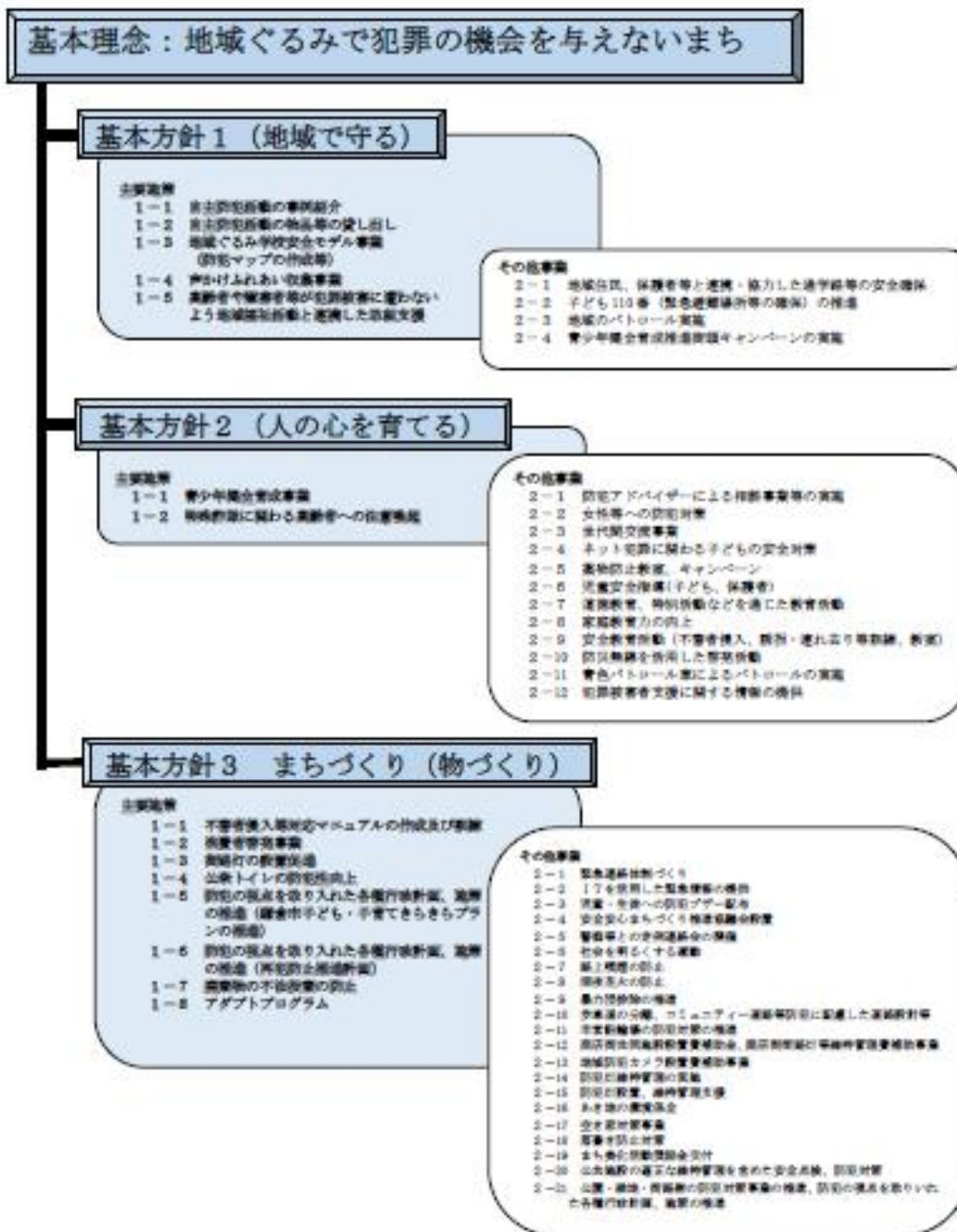
【内容説明】

- ・ 刑法犯認知件数や不審者情報件数等を説明するため、グラフを追加しました。

# 11 防犯主要施策の決定について「防犯主要施策の決定」（改定案P9）

## 修正案

- ◆ 防犯主要施策の決定  
課題解決のため、次のとおり防犯主要施策を決定し、重点的に取り組みます。

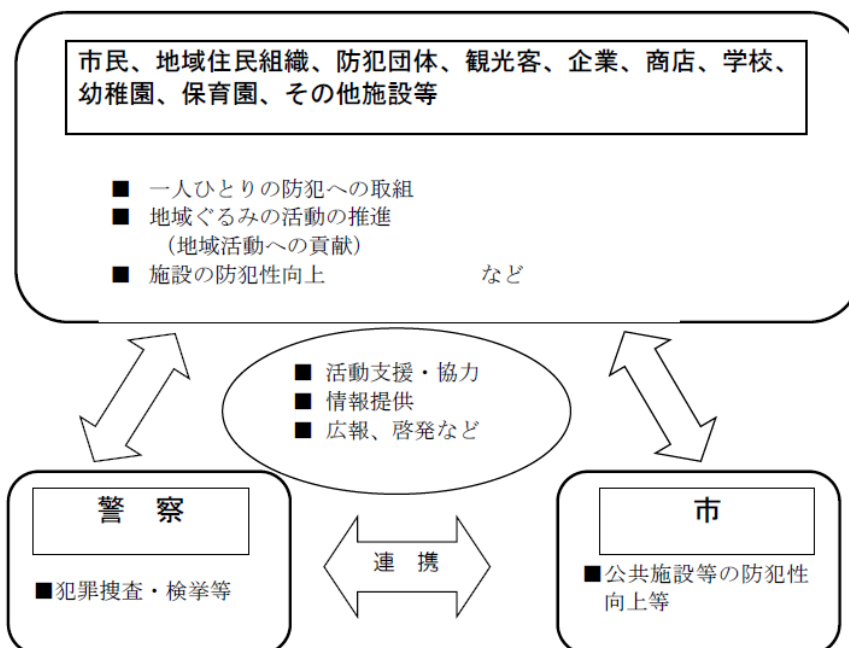


### 【内容説明】

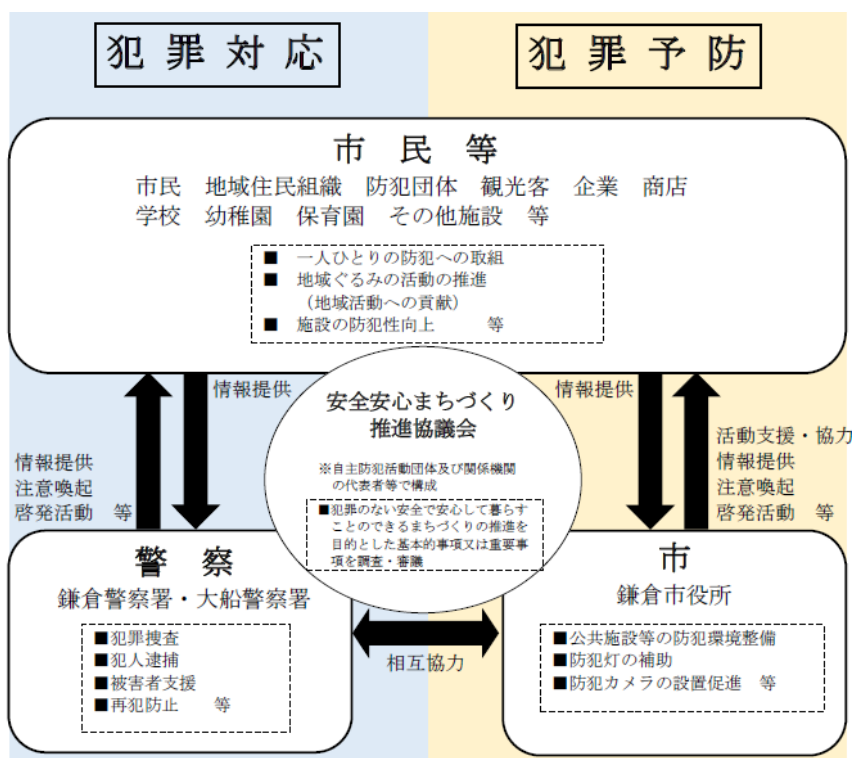
- ・基本理念や基本方針等の位置づけを説明するため、体系図を追加しました。

12 安全・安心まちづくりの推進体制「基本的な役割」（改定案P10）

修正前



修正案



【内容説明】

- ・「安全安心まちづくり推進協議会」を図の中心に加え、市民等、市及び警察それぞれの役割を整理し図解を修正しました。

13 令和5年度以降の事業計画（事業一覧表）（課提案P11から20まで）

修正前

事業名	事業内容	実施主体	令和元年度(参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
			事業目標(上段)					
			事業実績(下段)					

修正案

主要施策					令和5年度			令和6年度			令和7年度			SDGs 関連番号
事業番号	事業名	事業内容・目的	実施主体	達成目標	事業目標(年度ごと)			事業実績(年度ごと)			達成率(%) (年度ごと)			
					令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
					(香少年課)	(香少年課)	(香少年課)	(香少年課)	(香少年課)	(香少年課)	(香少年課)	(香少年課)	(香少年課)	
その他事業					令和5年度			令和6年度			令和7年度			
事業番号	事業名	事業内容・目的	実施主体	達成目標	事業目標(年度ごと)			事業実績(年度ごと)						
					令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
					(地域の方がい課)	(地域の方がい課)	(地域の方がい課)	(地域の方がい課)	(地域の方がい課)	(地域の方がい課)				

【内容説明】

- ・実施事業（アクションプラン）を主要施策（進捗確認事業）とその他事業に分類しました。
- ・達成目標欄、各年度の達成率欄（進捗確認事業のみ）、SDGs 関連番号欄を追加しました。

#### 14 参考資料（改定案P20から29まで）

##### 修正前

- ・鎌倉市犯罪の安全安心まちづくり推進条例
- ・鎌倉市暴力団排除条例

##### 修正案

- ・鎌倉市犯罪の安全安心まちづくり推進条例
- ・鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会規則
- ・鎌倉市暴力団排除条例
- ・協議会開催経過
- ・SDGsの取組

#### 【内容説明】

- ・参考資料（鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会規則、協議会開催経過、SDGsの取組）を追加しました。